

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

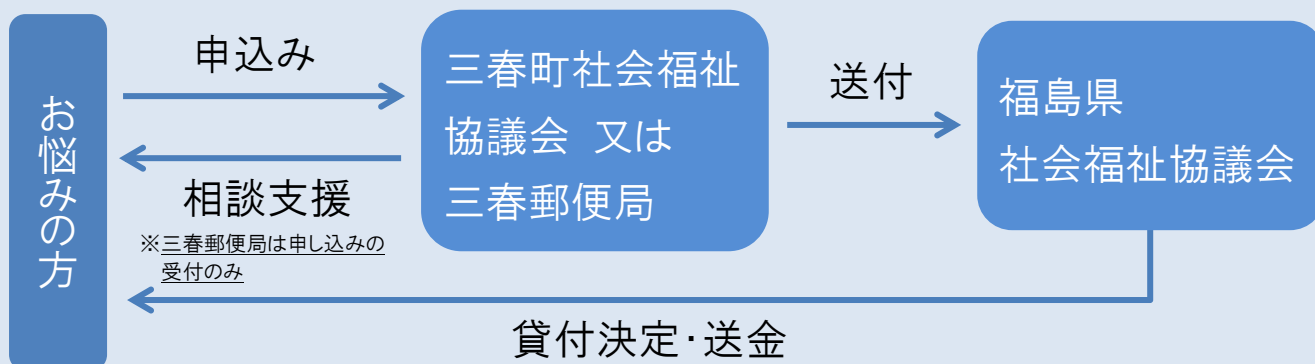
福島県社会福祉協議会では、低所得者世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は、下記問合せ先へお願いします。

貸付手続きの流れ

※申し込みを希望される方は、事前にご連絡、ご予約をいただければスムーズにご案内できます。



※三春郵便局で申し込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金については、三春町社会福祉協議会にご相談ください。

お問合せ先

○三春町社会福祉協議会(三春町福社会館内)

電話:0247-62-8586

受付時間:(月曜日～金曜日の平日 9:00～17:00)

○三春郵便局

※三春町では、三春郵便局のみ5月28日から受付を開始しています。なお、三春郵便局では申し込みの受付のみ行っており、ご相談には応じておりませんので、ご了承ください。

電話:0247-62-2331

受付時間:(月曜日～金曜日の平日 9:00～16:00)

主に休業された方向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※従来の低所得等に限定した取扱を拡大。
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

・20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大。
※該当する世帯の要件等については、別途お問い合わせください。

■措置期間

1年以内

■償還期間

2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

三春町社会福祉協議会 又は
三春郵便局

※三春郵便局については、申し込みの受付のみ行っており、あらかじめお客様で申請書類を記入の上、ご持参いただきますようお願いいたします。その他、貸付に関する相談は社会福祉協議会までお願いします。

主に失業された方等向け(総合支援資金)

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態でなくとも、対象となります。

■貸付上限額

・(2人以上) 月20万円以内

・(单身) 月15万円以内

貸付期間: 原則3月以内

■措置期間

1年以内

■償還期間

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

三春町社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。